

放置駐車違反取締りに当たっての留意事項について

令和6年3月22日付け警察庁丁交指発第63号
警察庁交通局交通指導課長から警視庁交通部長、各道府県警察本部長
あて

(概要)

放置駐車違反取締りについて、確認標章の取付け、警察署等に出頭した運転者の検挙、放置駐車違反の送致に当たっての留意事項について通達するもの。